

各地域密着型サービス事業所 管理者 様

新座市いきいき健康部介護保険課長

新型コロナウイルス感染症に係る運営推進会議等の臨時的な取扱い  
の終了について（通知）

日頃から本市の介護保険事業へ格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

地域密着型サービス事業所に開催が義務付けられている運営推進会議及び介護・医療連携推進会議（以下、「運営推進会議等」という。）については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、令和2年12月15日付け市通知「新型コロナウイルス感染症に係る運営推進会議等の臨時的な取扱いについて（通知）」にてお知らせし、対応をお願いしてまいりました。

今般、令和5年5月1日付け国通知「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて」に基づき、下記のとおり整理しましたので、お知らせします。

記

**【本日以降の取扱い】**

臨時的な取扱いが終了となりましたので、運営推進会議等の開催は対面で行ってください。

構成員についても、規模を縮小することなく基準どおりの構成員で開催してください。

今後、書面開催での運営推進会議等の開催方法を選択することはできませんので御注意ください（テレビ電話装置等を活用して開催する方法は今までどおり可能です。）。ただし、本日までに書面開催での開催を予定し、構成員に連絡済みのものにあっては、書面開催等で実施することも可能です。

問合せ

埼玉県新座市野火止一丁目1番1号

新座市いきいき健康部介護保険課

事業計画係

(新座市役所本庁舎1階)

TEL 048-424-5361